

日時：令和7年11月11日(火)
場所：うるま市石川保健相談センター2階

沖縄県後期高齢者医療広域連合 主管課長及び担当者会議

管理課(資格G、保険料G)

議題

1. 令和7年度後期高齢者医療に係る資格確認書の暫定運用の継続によってかかる
り増す事業費負担金について (資格G)
2. 令和8年度年次切替資格確認書等発送費用の予算措置について (資格G)
3. 令和8年度保険料等の予算措置について (保険料G)
4. その他

沖高医管第343号
令和7年10月10日

各市町村後期高齢者医療担当課長 殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
事務局長 宮 良 努
(公印省略)

令和7年度後期高齢者医療に係る資格確認書の暫定運用の継続によってかかり
増す事業費負担金交付要綱の制定について（通知）

平素より沖縄県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格段のご協力、ご尽力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、資格確認書の郵送に係る経費（ただし「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」（令和7年4月3日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）による暫定的な運用の継続
によってかかり増す経費に限る。）について、市町村において負担した郵送費について、特別調整交付金の対象となることから、今後、実績に応じた負担金の交付を行います。

つきましては、「令和7年度後期高齢者医療に係る資格確認書の暫定運用の継続によってかかり
増す事業費負担金交付要綱」を制定しましたので、通知いたします。

また、負担金の交付対象となる市町村におかれましては、必要に応じて補正予算（歳入）の計上を
お願いします。

記

1 送付書類

- ・令和7年度沖縄県後期高齢者医療の資格確認書の暫定運用の継続によってかかり増す
事業費負担金交付要綱
- ・令和7年度特別調整交付金 交付基準（抜粋）

2 今後の予定（市町村）

- | | | |
|----------|----------------------------|------------------|
| ・10月～11月 | 所要額調書提出（後日別途通知） | 11月18日（火）提出期限※厳守 |
| ・3月 | 実績額調書及び交付申請書提出
負担金請求書提出 | |

3 その他

◎予算科目について

補正予算を計上する場合の歳入科目は、以下を参考としてください。

【歳入科目】 特別会計 6款 諸収入 5項 雜入 5目 雜入 *節 雜入
(内容) 暫定運用継続事務費負担金

（算出例）

令和7年度の年次更新において交付する資格確認書、令和7年8月から令和8年3月まで

に交付する資格確認書（8月年齢到達者から3月年齢到達者分※負担割合変更者等を含む）の郵送費のうち、マイナ保険証利用登録をしている被保険者の郵送費かかり増し分（普通郵便料金分を差し引く。）を計上してください。

- ・年次更新時交付分

(460円(簡易書留料金) - 110円(普通郵便料金)) × 郵送済み件数 × マイナ保険証登録率

- ・8月～3月年齢到達者等交付分

(460円(簡易書留料金) - 110円(普通郵便料金)) × 各月の郵送済み(又は予定)件数 × マイナ保険証登録率

【お問い合わせ】

沖縄県後期高齢者医療広域連合

管理課 資格グループ

電話 098-963-8012

令和 7 年度後期高齢者医療に係る資格確認書の暫定運用の継続に
よってかかり増す事業費負担金交付要綱

令和 7 年 10 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、令和 7 年度特別調整交付金交付基準（算定省令第 6 条第 9 号関係）（以下「特調交付基準」という。）に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年沖縄県指令企第 3 号—43 号許可）第 2 条に規定する構成市町村（以下「市町村」という。）が実施する、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続によってかかり増す経費への負担金交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この負担金は、沖縄県後期高齢者医療広域連合が、市町村で要した、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続によってかかり増す経費に対し負担金を交付し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 負担金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、特調交付基準の事業区分 III 1 1 に規定する市町村が実施した資格確認書の郵送に係る経費（ただし「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」（令和 7 年 4 月 3 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）による暫定的な運用の継続によってかかり増す経費に限る。）で、別表のとおりとする。

(交付額)

第 4 条 交付額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 市町村長は、負担金の交付を申請する場合は、別表に定める期間における実績額に基づき負担金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 広域連合長は、前条の規定による負担金の交付申請があったときは、当該申請書の審査等により、負担金の交付申請がなされた日から起算して 1 箇月以内に負担金の交付決定をするものとする。

2 市町村長は、負担金に関する書類を、事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 広域連合長は、前条の規定による負担金の交付決定をしたときは、負担金交付決定通知書（様式第2号）により市町村長へ通知するものとする。

(負担金の交付)

第8条 市町村長は、前条の規定による負担金額の決定後において、負担金の交付を受けようとするときは、負担金請求書（様式第3号）により請求しなければならない。

2 広域連合長は、前項の請求書に基づき、負担金を交付するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

別表（第3条・第4条関係）

種別	交付対象経費	交付対象期間	交付額	必要な資料
通信運搬費	マイナ保険証の利用登録をしている被保険者への資格確認書の郵送料のうち暫定運用の継続によってかかり増す分（資格情報のお知らせを送付する場合と比べて追加的に発生する分に限る。）	令和7年度の年次更新において交付する資格確認書	全額（かかり増した分に限る。）	後納郵便物等差出票（写）など、請求額、割引額、発送通数等がわかるもの
	マイナ保険証の利用登録をしている被保険者への返戻され	交付する資格確認書		

た資格確認書の再送付に係る郵送料のうちかかり増す分(資格情報のお知らせを送付する場合と比べて追加的に発生する分に限る。)			
--	--	--	--

■ 令和8年度年次切替資格確認書等発送費用に係る予算措置について

1. 年次切替資格確認書等発送について

令和8年度の資格確認書等発送重量（封筒込）は43～46gを予定しています。

※厚生労働省より、現時点で暫定的な運用の継続について明確な回答ができない旨の説明を受けているため、郵送費用は全被保険者に資格確認書を送付することを想定して「50g以内」の「簡易書留」又は「特定記録」として積算をお願いします。

注1) 市町村独自で封入物を追加する場合など、重量50gを超える市町村については、郵送費用が変わります。追加する封入物を含めた重量で積算し、必要な予算措置をお願いします。

注2) 資格確認書の郵送方法は、「簡易書留」か「特定記録」のいずれかを市町村ごとに選択していただきます。（令和8年4月にアンケートを実施予定）

2. 令和8年7月被保険者向け送付物と重量（予定）

- ① 資格確認書（「ジェネリック医薬品お願いカード」付）
- ② 切替チラシ（資格確認書用（個人情報保護シール付））
- ③ 資格情報のお知らせ（A4サイズ）
- ④ 切替チラシ（資格情報のお知らせ用）
- ⑤ マイナンバーカード保険証利用関連お知らせチラシ（A4両面刷り）
- ⑥ 後期高齢者医療制度周知用リーフレット（A3両面刷り）
- ⑦ 後期高齢者医療制度のごあんない（ハンドブック）

【令和8年7月年次切替に伴う送付物】

5点（①②⑤⑥⑦）又は（③④⑤⑥⑦）封入：43～46g（封筒込）

※令和8年8月には、県内の被保険者数が17万3千人を超えてくることが見込まれます。

3. 郵送費用（簡易書留・特定記録料金）

簡易書留料金=基本料金 + 350円

重量50g以内・・・・・・・・ 460円（110円+350円）（一通あたり）

重量100g以内・・・・・・・・ 530円（180円+350円）（一通あたり）

※50gを超える100g以内は定型外郵便（規格内）として算出

特定記録料金=基本料金 + 210円

重量50g以内・・・・・・・・ 320円（110円+210円）（一通あたり）

重量100g以内・・・・・・・・ 390円（180円+210円）（一通あたり）

※50gを超える100g以内は定型外郵便（規格内）として算出

参考：日本郵便WEBページ

事務連絡
令和7年10月16日

各市町村後期高齢者医療担当課長 殿

沖縄県後期高齢者広域連合
管理課長 山城 敬
(公印省略)

年度途中の負担割合・負担区分変更者に対する資格確認書の差替え・回収について

日頃より、当広域連合業務にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

年度途中の負担割合や負担区分に変更があった被保険者が変更前の資格確認書を医療機関へ提示する事により、医療費の差額請求や返還等が発生します。変更前の資格確認書は早めの回収等をお願いします。

資格月次処理（1回目）が毎月第3営業日に実施され、翌営業日にはオンラインファイ尔連携ツールで処理結果が各市町村あてに送付されています。月次処理結果を確認し漏れのないよう対応方をお願い致します。

【お問い合わせ先】
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ
TEL: 098-963-8012
FAX: 098-964-7785

各市町村後期高齢者医療担当課長 殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課長 山城敬
(公印省略)

日次住基異動データの送信徹底について(依頼)

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日次住基異動データの送信については日頃よりお願いをしているところですが、まとめて送信する市町村による送信漏れがある状況となっております。

広域連合は市町村が送信した住基を基に運用しております。

日次異動データの送信がない場合、被保険者及び世帯員等の異動を把握できず保険料額や負担区分判定に誤りが発生しますので、毎日の送信をお願いします。

市町村担当者様におかれましては、後期高齢者医療業務におけるエラー等を防ぐためにご協力よろしくお願い申し上げます。

記

- 送信する際は、送信漏れ・履歴順の確認をお願いします。
- 送信する異動データの中身が0件の場合でも送信をお願いします。
- 午前中に送信をお願いします。
- 送信できない事情がある場合には、事前に広域連合までご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ
TEL 098-963-8012
FAX 098-964-7785

沖高医管第391号
令和7年11月7日

各市町村
後期高齢者医療担当課長 殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中村正人

令和8年度保険料負担金及び基盤安定負担金の予算措置について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご協力とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、令和8年度の保険料負担金および基盤安定負担金（保険料軽減分）を試算いたしました。つきましては、本通知をご参考のうえ、予算措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

※試算結果は、「医療分」と「子ども分」に分かれております。

※通知に添付の「保険料試算結果内訳表（令和8年度）」は、「保険料負担金予算額」および「保険基盤安定負担金」の算出に用いた資料です。

(お問い合わせ先)
沖縄県後期高齢者医療広域連合
管理課 保険料グループ（タマキ）
TEL：098-963-8012
FAX：098-964-7785

○保険料収納率について(市町村別)

(単位: %、位)

番号	市町村	令和5年度						令和6年度					
		現年度分				滞納繰越分		現年度分				滞納繰越分	
		普通徴収	順位	合計(特徴徴+普徴)	順位	滞納繰越分	順位	普通徴収	順位	合計(特徴徴+普徴)	順位	滞納繰越分	順位
1	那覇市	99.01	17	99.47	20	63.52	16	98.63	21	99.20	25	62.28	13
2	宜野湾市	98.95	19	99.38	24	56.14	22	99.05	16	99.40	19	61.13	15
3	石垣市	97.05	38	98.63	38	62.49	19	96.78	35	98.36	37	62.04	14
4	浦添市	98.82	22	99.36	25	63.03	18	98.41	27	99.06	29	50.92	19
5	名護市	97.70	35	99.02	32	41.54	28	98.54	24	99.27	23	36.98	26
6	糸満市	98.25	29	99.26	27	50.37	24	99.03	17	99.55	11	65.33	12
7	沖縄市	98.19	32	98.89	34	49.20	26	98.36	28	98.94	31	44.09	24
8	豊見城市	98.65	23	99.36	25	54.44	23	98.33	30	99.09	28	46.43	21
9	うるま市	98.25	29	99.14	31	50.11	25	97.61	32	98.70	34	44.37	23
10	宮古島市	99.31	14	99.73	11	87.96	7	99.47	8	99.75	8	44.46	22
11	南城市	99.20	15	99.71	12	58.25	20	98.62	22	99.44	18	53.96	17
12	国頭村	98.59	26	99.45	21	0.51	35	96.41	38	98.66	35	51.60	18
13	大宜味村	99.91	6	99.97	6	63.36	17	98.53	25	99.36	21	15.72	32
14	東村	98.94	20	99.58	17	-	-	94.71	39	97.50	39	100.00	1
15	今帰仁村	98.52	28	99.43	23	89.00	6	97.40	34	98.89	32	98.55	4
16	本部町	99.16	16	99.68	13	71.98	15	99.43	9	99.75	8	42.66	25
17	恩納村	97.86	34	98.89	34	31.65	31	99.09	14	99.49	17	50.50	20
18	宜野座村	97.59	36	98.93	33	78.45	12	96.60	37	98.23	38	98.24	5
19	金武町	98.62	25	99.26	27	86.92	8	97.49	33	98.49	36	70.43	10
20	伊江村	99.01	17	99.52	19	100.00	1	99.11	12	99.54	12	5.98	35
21	読谷村	98.64	24	99.25	29	46.45	27	98.59	23	99.16	26	35.79	27
22	嘉手納町	99.54	10	99.65	15	20.56	33	99.15	11	99.34	22	35.04	28
23	北谷町	99.38	12	99.57	18	81.00	9	99.16	10	99.38	20	68.98	11
24	北中城村	98.14	33	98.82	37	78.66	11	98.36	28	98.89	32	83.19	7
25	中城村	98.21	31	99.19	30	36.49	29	98.12	31	99.06	29	72.98	9
26	西原町	98.58	27	99.44	22	76.07	13	98.42	26	99.26	24	75.51	8
27	与那原町	99.65	7	99.85	8	56.98	21	99.08	15	99.53	13	59.38	16
28	南風原町	99.35	13	99.68	13	79.19	10	99.10	13	99.50	16	31.88	29
29	渡嘉敷村	100.00	1	100.00	1	-	-	100.00	1	100.00	1	-	-
30	座間味村	98.89	21	99.59	16	0.00	36	98.90	19	99.52	14	0.00	36
31	粟国村	100.00	1	100.00	1	-	-	100.00	1	100.00	1	-	-
32	渡名喜村	82.27	40	95.35	40	100.00	1	96.63	36	99.52	14	100.00	1
33	南大東村	100.00	1	100.00	1	-	-	98.75	20	99.14	27	-	-
34	北大東村	100.00	1	100.00	1	99.60	5	100.00	1	100.00	1	-	-
35	伊平屋村	72.62	41	89.46	41	22.47	32	78.97	41	92.20	40	16.14	31
36	伊是名村	99.58	9	99.82	9	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1
37	久米島町	95.25	39	98.57	39	100.00	1	99.92	6	99.97	6	22.23	30
38	八重瀬町	99.40	11	99.76	10	72.63	14	99.56	7	99.80	7	97.52	6
39	多良間村	100.00	1	100.00	1	0.00	36	100.00	1	100.00	1	0.00	36
40	竹富町	99.65	7	99.87	7	32.12	30	98.96	18	99.62	10	12.17	33
41	与那国町	97.43	37	98.87	36	9.95	34	81.50	40	90.42	41	8.59	34
沖縄県(41市町村)		98.70	-	99.32	-	56.72	-	98.52	-	99.16	-	51.37	-
全国		98.92	-	99.51	-	40.05	-	未公表	-	未公表	-	未公表	-

※収納率は、各市町村からの保険料報告に基づく数値である。